

《高血圧症、脂質異常症、糖尿病で通院されている患者様へ》

令和6年6月の診療報酬改定により、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主に治療されている患者様には、個々に応じた目標設定、血圧、体重、運動に関する具体的な指導内容などを記載した「生活習慣病療養計画書」を作成させていただき、その計画書に基づいた指導をもとに「生活習慣病管理加算Ⅱ」を算定させていただきます。

※現在まで算定していた「特定疾患療養指導管理料」は算定いたしません。

診察時に、医師または看護師より療養計画書を用いた指導内容の説明と、ご同意いただいた場合、署名の記入をお願いすることがございますので、ご協力をお願いいたします。

令和6年6月1日 クリニックさろま 院長